

修正後の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十四 省略

三十四の二 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

三十四の五 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。
三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

三十五 四十 省略

(定義)

第二条 同上

一 三十四 同上

三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。
三十四の三 特定扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の四 老人扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十五 四十 同上

四十の二 更正請求書 国税通則法第二十三條第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

四十一 四十八 省略

2 省略

(給与所得)

第二十八條 省略

2 省略

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 四 省略

五 前項に規定する収入金額が千円を超え千五百円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

六 前項に規定する収入金額が千五百円を超える場合 二百四十五万円

4 その年中に支払を受ける給与等が役員給与等のみであり、かつ、当該役員給与等の収入金額が二十万円を超える場合における第二項に規定する給与所得控除額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その年中の役員給与等の収入金額が二十万円を超え二千五百円以下である場合 二百四十五万円から当該収入金額のうち二十万円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額

二 その年中の役員給与等の収入金額が二千五百円を超え三千五百円以下である場合 百八十五万円

三 その年中の役員給与等の収入金額が三千五百円を超え四千万円以下である場合 百八十五万円から当該収入金額のうち三千五百円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額

四 その年中の役員給与等の収入金額が四千万円を超える場合 百二十五万円

5 前項に規定する役員給与等とは、役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が給与等の支払をする者から役員等の職務の対価(法人税法第三十四條第一項(役員給与の損金不算入)に規定する使用人としての職務を有する役員)の当該職務の対価を除く。)として支払を受ける給与等をいう。

一 法人税法第二條第十五号(定義)に規定する役員

四十一 四十八 同上

2 同上

(給与所得)

第二十八條 同上

2 同上

3 同上

一 四 同上

五 前項に規定する収入金額が千円を超え千五百円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

二 国會議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員（特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一及び別表第二の適用を受ける職員、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員その他これらの職員に準ずる者として政令で定める者に限る。）

四 地方公務員（前号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者に限る。）

6) その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。

7) その年中に第五項に規定する役員給与等と役員給与等以外の給与等がある場合の第二項に規定する給与所得控除額については、第三項各号に定める金額を基準とし、第四項の規定を参酌して政令で定める。

（退職所得）

第三十条 省 略

2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額）とする。

3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 政令で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「勤続年数」という。）が二十年以下である場合 四十万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

二 省 略

4) 第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての政令で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「役員等勤続年数」という。）が五年以下である者が、退職手当等の支払を受ける者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものという。

一 法人税法第二十五条第十五号（定義）に規定する役員

二 国會議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員及び地方公務員

4) その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。

（退職所得）

第三十条 同 上

2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額とする。

3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 政令で定める勤続年数（以下この項において「勤続年数」という。）が二十年以下である場合 四十万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

二 同 上

5) 次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二項に規定する退職所得控除額は、第三項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 その年の前年以前に他の退職手当等の支払を受けている場合で政令で定める場合 第三項の規定により計算した金額から、当該他の退職手当等につき政令で定めるところにより同項の規定に準じて計算した金額を控除した金額

二 第三項及び前号の規定により計算した金額が八十万円に満たない場合（次号に該当する場合を除く。） 八十万円

三 障害者になつたことに直接基因して退職したと認められる場合で政令で定める場合 第三項及び第一号の規定により計算した金額（当該金額が八十万円に満たない場合には、八十万円）に百万円を加算した金額

6) その年中に第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等があり、当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数と特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る勤続年数の重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第四十九条 居住者のその年十二月三十一日において有する減価償却資産につきその償却費として第三十七条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逡減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその者が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

2 前項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

(貸倒引当金)

第五十二条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の

4) 次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二項に規定する退職所得控除額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 その年の前年以前に他の退職手当等の支払を受けている場合で政令で定める場合 前項の規定により計算した金額から、当該他の退職手当等につき政令で定めるところにより同項の規定に準じて計算した金額を控除した金額

二 前項及び前号の規定により計算した金額が八十万円に満たない場合（次号に該当する場合を除く。） 八十万円

三 障害者になつたことに直接基因して退職したと認められる場合で政令で定める場合 前項及び第一号の規定により計算した金額（当該金額が八十万円に満たない場合には、八十万円）に百万円を加算した金額

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第四十九条 居住者のその年十二月三十一日において有する減価償却資産につきその償却費として第三十七条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ政令で定める償却の方法の中からその者が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

2 前項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

(貸倒引当金)

第五十二条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金、前渡金その他これら

遂行上生じたもの（以下この項において「貸金等」という。）のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの（当該貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸金等」という。）のその損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項において同じ。）において当該個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたときは、この限りでない。

216 省 略

（給与所得者の特定支出の控除の特例）

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第六項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

- 一 その年中の第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額
 - 二 その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円
- 2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につきその者に係る給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における当該補填される部分を除く。）をいう。

一 三 省 略

四 人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必

に準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの（以下この項において「貸金等」という。）の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる貸金等（当該貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸金等」という。）のその損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項において同じ。）において当該個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたときは、この限りでない。

216 同 上

（給与所得者の特定支出の控除の特例）

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が第二十八条第三項（給与所得）に規定する給与所得控除額を超えるときは、その年分の同条第二項に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とすることができる。

- 2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補てんされる部分があり、かつ、その補てんされる部分につき所得税が課されない場合における当該補てんされる部分を除く。）をいう。

一 三 同 上

四 人の資格（弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に

要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

五 省略

六 次に掲げる支出（当該支出の額の合計額が六十五万円を超える場合には、六十五万円までの支出に限る。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

イ 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものとして政令で定めるもの及び制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服で政令で定めるものを購入するための支出

ロ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

ハ 職務に関連して加入した学術団体又は職業若しくは職場を同じくする者が組織する団体で政令で定めるもの（ハにおいて「学術団体等」という。）の会費で、当該学術団体等の運営に必要な経常的経費に充てるためにその会員その他の構成員が負担する支出

3 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（次項において「申告書等」という。）に第一項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する特定支出の額の合計額の記載があり、かつ、前項各号に掲げるそれぞれの特定支出に関する明細書及びこれらの各号に規定する証明の書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受ける旨の記載がある申告書等を提出する場合には、同項に規定する特定支出の支出の事実及び支出した金額を証する書類として政令で定める書類を当該申告書等に添付し、又は当該申告書等の提出の際提示しなければならない。

5 省略

（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）

第六十四条 省略

2 省略

基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができるとされるものを除く。）を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

五 同上

3 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する特定支出の額の合計額の記載があり、かつ、前項各号に掲げるそれぞれの特定支出に関する明細書及びこれらの各号に規定する証明の書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受ける旨の記載がある確定申告書を提出する場合には、同項に規定する特定支出の支出の事実及び支出した金額を証する書類として政令で定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

5 同上

（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）

第六十四条 同上

2 同上

3 前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の譲渡をした資産の種類その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

(純損失の繰越控除)

第七十条 省 略

2 省 略

3 前項第二号に掲げる被災事業用資産の損失の金額とは、棚卸資産又は第五十一条第一項若しくは第三項（資産損失の必要経費算入）に規定する資産の災害による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）で前項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する居住者が純損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出し、かつ、それぞれその後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

5 省 略

(雑損失の繰越控除)

第七十一条 省 略

2 前項の規定は、同項の居住者が雑損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

3 前項の規定は、第百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）の規定による更正の請求をする場合を除き、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

(純損失の繰越控除)

第七十条 同 上

2 同 上

3 前項第二号に掲げる被災事業用資産の損失の金額とは、たな卸資産又は第五十一条第一項若しくは第三項（資産損失の必要経費算入）に規定する資産の災害による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）で前項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する居住者が純損失の金額が生じた年分の所得税につき第一項の青色申告書又は第二項各号に掲げる損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて、それぞれその後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

5 同 上

(雑損失の繰越控除)

第七十一条 同 上

2 前項の規定は、同項の居住者が雑損失の金額が生じた年分の所得税につきその雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

3 省 略

(社会保険料控除)

第七十四条 省 略

2 前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの(第九条第一項第七号(在勤手当の非課税)に掲げる給与に係るものを除く。)をいう。

一 二の二 省 略

三 介護保険法の規定による介護保険の保険料

四 十二 省 略

3 省 略

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者(他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次項並びに次条第一項第一号において「合計所得金額」という。)が七十六万円未満であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 三 省 略

2・3 省 略

(扶養控除)

第八十四条 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族一人につき、次の各号に掲げる控除対象扶養親族の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三十八万円(特定

成年扶養親族以外の成年扶養親族については、その居住者の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十八万円からその居住者の合計所得金額のうち四

3 同 上

(社会保険料控除)

第七十四条 同 上

2 同 上

一 二の二 同 上

三 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による介護保険の保険料

四 十二 同 上

3 同 上

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者(他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次項において「合計所得金額」という。)が七十六万円未満であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 三 同 上

2・3 同 上

(扶養控除)

第八十四条 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族一人につき三十八万円(その者が特定扶養親族である場合には六十三万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。)を控除する。

百万円を超える部分の金額の百分の三十八に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）

二 特定扶養親族 六十三万円

三 老人扶養親族 四十八万円

2 省 略

（扶養親族等の判定の時期等）

第八十五条 省 略

2 省 略

3 第七十九条から前条までの場合において、その者が居住者の老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくは第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者又は年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その判定に係る者が、その当時に死亡している場合は当該死亡の時の現況によるものとし、第一条第一項第三十四号の四ホに規定する要介護認定等を受けている者がその当時に死亡している場合における同ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による。

4 省 略

（変動所得及び臨時所得の平均課税）

第九十条 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項各号に掲げる金額の合計額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

2 同 上

（扶養親族等の判定の時期等）

第八十五条 同 上

2 同 上

3 第七十九条から前条までの場合において、その者が居住者の老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくは第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者又は特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

4 省 略

（変動所得及び臨時所得の平均課税）

第九十条 同 上

2・3 同 上

4 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の合計額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかったこと又はその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

(外国税額控除)

第九十五条 省略

24 省略

5 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書(次項において「申告書等」という。)に第一項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類、控除対象外国所得税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

6 第二項及び第三項の規定は、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額に係る年のうち最も古い年以後の各年分の申告書等に当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなつた控除対象外国所得税の額を記載した書類の添付があり、かつ、これらの規定の適用を受けようとする年分の申告書等にこれらの規定による控除を受けるべき金額及び繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各年分の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなつた控除対象外国所得税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

7 省略
8 省略

(確定所得申告)

第二百二十条 省略

2 省略

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政

(外国税額控除)

第九十五条 同上

24 同上

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、控除対象外国所得税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

6 第二項及び第三項の規定は、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額に係る年のうち最も古い年以後の各年分について当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなつた控除対象外国所得税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載するとともに、当該申告書に繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を添付した場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各年分の確定申告書に当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなつた控除対象外国所得税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

7 税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は前項に規定する控除限度額若しくは控除対象外国所得税の額の全部又は一部につき前二項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その記載又は書類の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の添付がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

8 同上
9 同上

(確定所得申告)

第二百二十条 同上

2 同上

3 同上

令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一・二 省略

三 第一項の規定による申告書に、特定成年扶養親族(第二条第一項第三十四号の四へに掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)に係る扶養控除に関する事項の記載をする居住者 特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの

四 省略

4 6 省略

(還付等を受けるための申告)

第二百二十二条 居住者は、その年分の所得税につき第二百二十条第一項第四号、第六号又は第八号(確定所得申告)に掲げる金額がある場合には、同項の規定による申告書を提出すべき場合及び次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第三百三十八条第一項(源泉徴収税額等の還付)又は第三百三十九条第一項若しくは第二項(予納税額の還付)の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第二百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等で第九十条(年末調整)の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該給与等に係る第二百二十条第三項第四号に掲げる源泉徴収票を添付して当該申告書を提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によること
ができる。

2・3 省略

(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)

第五十二条 確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者(その相続人を含む。)は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第六十三条(事業を廃止した場合の必要経費の特例)又は第六十四条(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号(更正の請求)の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第二百二十条第一項第一号若しくは第三号

一・二 同上

三 同上

4 6 同上

(還付等を受けるための申告)

第二百二十二条 居住者は、その年分の所得税につき第二百二十条第一項第四号、第六号又は第八号(確定所得申告)に掲げる金額がある場合には、同項の規定による申告書を提出すべき場合及び次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第三百三十八条第一項(源泉徴収税額等の還付)又は第三百三十九条第一項若しくは第二項(予納税額の還付)の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第二百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等で第九十条(年末調整)の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該給与等に係る第二百二十条第三項第三号に掲げる源泉徴収票を添付して当該申告書を提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によること
ができる。

2・3 同上

(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)

第五十二条 確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者(その相続人を含む。)は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第六十三条(事業を廃止した場合の必要経費の特例)又は第六十四条(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号(更正の請求)の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第二百二十条第一項第一号若しくは第三号

から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第二百二十三条第二項第一号、第五号、第七号若しくは第八号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）について、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

（前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第百五十三条 確定申告書に記載すべき第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第二百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求（第百五十九条（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）及び第百六十条（更正等又は決定による予納税額の還付）において「更正の請求」という。）をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同法第二十三条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分決定を受けた年分に係る第百二十条第一項第三号、第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分決定を受けた年分に係る第百二十条第一項第六号若しくは第八号又は第百二十三条第二項第七号若しくは第八号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

（申告、納付及び還付）

第百六十六条 前編第五章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住

から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第二百二十三条第二項第一号、第五号、第七号若しくは第八号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）について、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

（前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第百五十三条 確定申告書に記載すべき第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第二百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求（第百五十九条（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）及び第百六十条（更正等又は決定による予納税額の還付）において「更正の請求」という。）をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の年分決定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第三号、第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の年分決定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

（申告、納付及び還付）

第百六十六条 前編第五章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住

者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第百二十条第三項第四号（確定所得申告）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「源泉徴収票」とあるのは「源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と、同条第四項中「業務を行う居住者」とあるのは「業務を国内において行う非居住者」と、第四百三十三条（青色申告）中「業務を行なう」とあるのは「業務を国内において行う」と、第四百四十四条（青色申告の承認の申請）及び第四百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と読み替えるものとする。

（年末調整）

第九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二十万円以下であるものに対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、第一号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。

一 省 略

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額（以下この条において「給与所得控除後の給与等の金額」という。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ・ロ 省 略

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者の有無及びその数並びに当

者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第百二十条第三項第三号（確定所得申告）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「源泉徴収票」とあるのは「源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と、同条第四項中「業務を行う居住者」とあるのは「業務を国内において行う非居住者」と、第四百三十三条（青色申告）中「業務を行なう」とあるのは「業務を国内において行う」と、第四百四十四条（青色申告の承認の申請）及び第四百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と読み替えるものとする。

（年末調整）

第九十条 同 上

一 同 上

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ・ロ 同 上

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者の有無及びその数並びに当

該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号口又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無、控除対象扶養親族の数その他の事項に應じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額（当該控除対象扶養親族が成年扶養親族である場合には、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この節及び次節において「合計所得金額」という。）の見積額（当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額）及び当該申告書に記載された成年扶養親族（当該成年扶養親族が同項第三十四号の四へに掲げる者その他の政令で定める特定成年扶養親族である場合には、第百九十五条の三第二項（給与所得者の成年扶養親族に係る申告書）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）の数に應じ第八十四条第一項第一号の規定に準じて計算した扶養控除の額）に相当する金額

二 給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載されたその居住者の合計所得金額の見積額（当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額）が千万円以下であるかどうか、当該申告書に記載された第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の有無、その配偶者がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか及びその配偶者の合計所得金額若しくはその見積額に應じ第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額

ホ 省 略

（給与所得者の扶養控除等申告書）

該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号口又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無、控除対象扶養親族の数その他の事項に應じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

二 給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）の見積額が千万円以下であるかどうか、当該申告書に記載された第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の有無、その配偶者がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか及びその配偶者の合計所得金額若しくはその見積額に應じ第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額

ホ 同 上

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第九百九十四条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者

(その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者) から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。以下この節において同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 四 省 略

五 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうち特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族又は老人扶養親族がある場合は、その旨及びその該当する事実

六 七 省 略

二 四 省 略

(給与所得者の配偶者特別控除申告書)

第九百九十五条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九百九十条(年末調整)に規定する過不足の額の計算上、同条第二号二に規定する配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者)からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 その居住者のその年の合計所得金額の見積額(当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨)

三 四 省 略

二 省 略

(給与所得者の成年扶養親族に係る申告書)

第九百九十五条の三 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九百九十条(年末調整)に規定する過不足の額の計算上、成年扶養親族について同条第二号八に規定する扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給

第九百九十四条 同上

一 四 同 上

五 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうち特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六 七 同 上

二 四 同 上

(給与所得者の配偶者特別控除申告書)

第九百九十五条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九百九十条(年末調整)に規定する過不足の額の計算上、同条第二号二に掲げる配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者)からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 同 上

二 その居住者のその年の第二号第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(次号において「合計所得金額」という。)の見積額

三 四 同 上

二 同 上

与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 その居住者のその年の合計所得金額の見積額（当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨）

三 成年扶養親族の氏名（当該成年扶養親族が特定成年扶養親族に該当する場合には、その旨）

四 その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書に成年扶養親族が特定成年扶養親族（第二条第一項第三十四号の四（定義）に掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に該当する旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書という。

（徴収税額）

第二百一条 第九十九条（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済み」の他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等（第三十条第四項（退職所得）に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項及び第二百三条第一項第二号（退職所得の受給に関する申告書）において同じ。）以外の退職手当等（次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。）に該当する場合、その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金

（徴収税額）

第二百一条 同上

一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済み」の他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号において同じ。）を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

二 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当等の金額とその他の支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額を課税退職所得金額とみなして

額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号イにおいて同じ。）

ロ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合、その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号ロにおいて同じ。）

一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

イ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも一般退職手当等に該当する場合、その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額

ロ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも特定役員退職手当等に該当する場合、その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額

ハ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合、政令で定めるところにより計算した金額

2 前項各号に規定する退職所得控除額は、同項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第三十条第三項第一号に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第五項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる別表第六に掲げる退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）による。

3 省略

（退職所得の受給に関する申告書）

第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

2 前項各号に規定する退職所得控除額は、同項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる別表第六に掲げる退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）による。

3 同上

（退職所得の受給に関する申告書）

第二百三十三条 国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、その支払を受ける時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地。第四項において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第二百二十六条第二項（源泉徴収票）の規定により交付される源泉徴収票を添付しなければならない。

一 省 略

二 第二百一条第一項第一号（徴収税額）に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該退職手当等が特定役員退職手当等又は一般退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額

三 省 略

四 その居住者が第三十条第五項第三号（退職所得）に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五 省 略

2 8 省 略

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の四 省 略

2 省 略

3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定及び第二百四十二条（罰則）の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第二百二十七条（罰則）の規定を適用する。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

第二百三十一条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申

第二百三十三条 同上

一 同上

二 第二百一条第一項第一号（徴収税額）に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済みの他の退職手当等があるときはその金額

三 同上

四 その居住者が第三十条第四項第三号（障害退職者の割増退職所得控除額）に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五 同上

2 8 同上

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の四 同上

2 同上

3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第二百三十四条（当該職員の質問検査権）、第二百三十六条（身分証明書の携帯等）及び第二百四十二条（罰則）の規定を適用する。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

第二百三十一条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申

告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。)は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿(その年においてこれらの業務に關して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に關して作成し、又は受領した財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。)を保存しなければならない。

2 省略

第二百三十三條から第二百三十六條まで 削除

告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。)で、その年の前々年分の確定申告書(修正申告書を含む。以下この項において同じ。)に係るこれらの所得の金額の合計額がその年の前年十二月三十一日において三百万円を超えるもの又はその年の前年分の確定申告書に係る当該合計額がその年の三月三十一日において三百万円を超えるもの(これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。)は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿(その年においてこれらの業務に關して作成し、又は受領した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。)を保存しなければならない。

2 同上

3) その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者で、その年の前々年分の確定申告書若しくは総収入金額報告書(次条に規定する総収入金額報告書をいう。以下この項において同じ。)をその年の前年十二月三十一日において提出しているもの又はその年の前年分の確定申告書若しくは総収入金額報告書をその年の三月三十一日において提出しているもの(これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。)は、財務省令で定めるところにより、その年においてこれらの業務に關して作成し、又は受領した帳簿及び書類(第一項の規定の適用を受けて保存している帳簿及び書類を除く。)を保存するものとする。ただし、第四百四十八條第一項(青色申告者の帳簿書類)(第六十六條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第二百三十三條 削除

(当該職員の問題検査権)

第二百三十四條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査に ついて必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第二項及び第二百四十二條第十号(罰則)において同じ。)その他の物件を検査することができる。

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所

- 一 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第二百二十三条第一項（確定損失申告）、第二百五条第三項（年の中途で死亡した場合の確定申告）若しくは第二百二十七条第三項（年の中途で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者
 - 二 第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条から第二百二十八条の三まで（信託の計算書等）に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者
 - 三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者
- 2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請)
- 第二百三十五条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、事業を行う者の組織する団体に、その団体の所得の調査に関し参考となるべき事項（団体の個人ごとの所得の金額及び団体が団体の員から特に報告を求めることを必要とする事項を除く。）を諮問することができる。
- 2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。
- (身分証明書の携帯等)
- 第二百三十六条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二百三十四条（当該職員の質問検査権）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二百四十二条 同上

得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。

一・二 省略

三 第八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第九十二条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）、第二百四条第一項（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百九条の二（定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収義務）、第一百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）又は第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつた者

四 八 省略

一・二 同上

三 第八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第九十二条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）、第二百四条第一項（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百九条の二（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務）、第一百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）又は第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつた者

四 八 同上

九 第二百三十四条第一項（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

十 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

別表第二(一)から(三)までを除く。() 次のとおり

別表第二(一)から(三)までを除く。() 省略

(四)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	102,800	
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	104,400	
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	105,900	
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	107,400	
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	109,000	
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	110,500	
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	112,100	
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	113,600	
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	115,100	
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	116,700	
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	118,200	
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	119,800	
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	121,300	
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	122,800	
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	124,400	
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	125,900	
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	127,500	
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	129,000	
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	130,600	
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	132,100	
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	133,600	
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	135,300	
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	137,000	
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	138,600	
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	140,300	
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	142,000	
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	143,600	
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	145,300	
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	147,000	
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	148,600	
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	150,100	
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	151,700	
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	153,200	
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	154,800	
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	156,300	
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	157,900	
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	159,400	
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	160,900	
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	162,500	
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	164,000	
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	165,500	
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	167,000	
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	168,500	
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	170,000	
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	171,500	
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	173,000	
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	174,500	
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	175,900	
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	177,400	
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	178,900	

(五)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	180,400	
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	181,900	
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	183,400	
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	184,900	
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	186,400	
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	187,900	
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	189,400	
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	190,900	
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	192,400	
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	193,800	
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	195,300	
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	196,800	
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	198,300	
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,620	16,450	13,290	199,800	
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	201,300	
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	202,800	
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	204,300	
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	205,800	
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	207,300	
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	208,800	
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	210,000	
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	211,000	
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	212,100	
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	213,200	
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	214,200	
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	215,300	
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	216,300	
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	217,400	
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	218,500	
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	219,500	
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	220,600	
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	221,700	
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	222,700	
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	223,800	
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	224,900	
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	226,000	
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	227,000	
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	229,200	
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	230,800	
707,000	710,000	65,570	59,240	52,900	46,570	40,240	33,900	27,570	21,240	232,400	
710,000	713,000	66,110	59,780	53,440	47,110	40,780	34,440	28,110	21,780	234,000	
713,000	716,000	66,650	60,320	53,980	47,650	41,320	34,980	28,650	22,320	235,600	
716,000	719,000	67,190	60,860	54,520	48,190	41,860	35,520	29,190	22,860	237,200	
719,000	722,000	67,730	61,400	55,060	48,730	42,400	36,060	29,730	23,400	238,800	
722,000	725,000	68,270	61,940	55,600	49,270	42,940	36,600	30,270	23,940	240,300	
725,000	728,000	68,810	62,480	56,140	49,810	43,480	37,140	30,810	24,480	241,900	
728,000	731,000	69,350	63,020	56,680	50,350	44,020	37,680	31,350	25,020	243,500	
731,000	734,000	69,890	63,560	57,220	50,890	44,560	38,220	31,890	25,560	245,100	
734,000	737,000	70,430	64,100	57,760	51,430	45,100	38,760	32,430	26,100	246,700	
737,000	740,000	70,970	64,640	58,300	51,970	45,640	39,300	32,970	26,640	248,300	

(六)

その月の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	249,900	
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	251,500	
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	253,100	
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	254,600	
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	256,200	
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	257,800	
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	259,400	
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	261,000	
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	262,600	
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	264,200	
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	265,800	
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	267,400	
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	269,000	
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	270,500	
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	272,100	
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	273,700	
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	275,300	
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	276,900	
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	278,500	
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	280,100	
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	281,700	
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	283,300	
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	284,900	
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	286,400	
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	288,000	
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	289,600	
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	291,200	
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	292,800	
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	294,400	
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	296,000	
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	297,600	
833,000	836,000	89,470	82,190	75,600	69,260	62,930	56,600	50,260	43,930	299,100	
836,000	839,000	90,130	82,840	76,170	69,830	63,500	57,170	50,830	44,500	300,700	
839,000	842,000	90,780	83,500	76,740	70,400	64,070	57,740	51,400	45,070	302,200	
842,000	845,000	91,440	84,150	77,310	70,970	64,640	58,310	51,970	45,640	303,700	
845,000	848,000	92,090	84,810	77,880	71,540	65,210	58,880	52,540	46,210	305,200	
848,000	851,000	92,750	85,470	78,450	72,110	65,780	59,450	53,110	46,780	306,700	
851,000	854,000	93,400	86,120	79,020	72,680	66,350	60,020	53,680	47,350	308,200	
854,000	857,000	94,060	86,780	79,590	73,250	66,920	60,590	54,250	47,920	309,800	
857,000	860,000	94,720	87,430	80,160	73,820	67,490	61,160	54,820	48,490	311,300	
860,000	863,000	95,370	88,090	80,800	74,390	68,060	61,730	55,390	49,060	312,800	
863,000	866,000	96,030	88,740	81,460	74,960	68,630	62,300	55,960	49,630	314,300	
866,000	869,000	96,680	89,400	82,120	75,530	69,200	62,870	56,530	50,200	315,800	
869,000	872,000	97,340	90,050	82,770	76,100	69,770	63,440	57,100	50,770	317,300	
872,000	875,000	97,990	90,710	83,430	76,670	70,340	64,010	57,670	51,340	318,900	
875,000	878,000	98,650	91,370	84,080	77,240	70,910	64,580	58,240	51,910	320,400	
878,000	881,000	99,300	92,020	84,740	77,810	71,480	65,150	58,810	52,480	321,900	
881,000	884,000	99,960	92,680	85,390	78,380	72,050	65,720	59,380	53,050	323,400	
884,000	887,000	100,610	93,330	86,050	78,950	72,620	66,290	59,950	53,620	324,900	
887,000	890,000	101,270	93,990	86,700	79,520	73,190	66,860	60,520	54,190	326,400	

(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
890,000	893,000	101,930	94,640	87,360	80,090	73,760	67,430	61,090	54,760	327,900	
893,000	896,000	102,580	95,300	88,010	80,730	74,330	68,000	61,660	55,330	329,500	
896,000	899,000	103,240	95,950	88,670	81,390	74,900	68,570	62,230	55,900	331,000	
899,000	902,000	103,890	96,610	89,330	82,040	75,470	69,140	62,800	56,470	332,500	
902,000	905,000	104,550	97,260	89,980	82,700	76,040	69,710	63,370	57,040	334,000	
905,000	908,000	105,200	97,920	90,640	83,350	76,610	70,280	63,940	57,610	335,500	
908,000	911,000	105,860	98,580	91,290	84,010	77,180	70,850	64,510	58,180	337,000	
911,000	914,000	106,510	99,230	91,950	84,660	77,750	71,420	65,080	58,750	338,500	
914,000	917,000	107,170	99,890	92,600	85,320	78,320	71,990	65,650	59,320	340,100	
917,000	920,000	107,830	100,540	93,260	85,980	78,890	72,560	66,220	59,890	341,600	
920,000	923,000	108,480	101,200	93,910	86,630	79,460	73,130	66,790	60,460	343,100	
923,000	926,000	109,140	101,850	94,570	87,290	80,030	73,700	67,360	61,030	344,600	
926,000	929,000	109,790	102,510	95,230	87,940	80,660	74,270	67,930	61,600	346,100	
929,000	932,000	110,450	103,160	95,880	88,600	81,310	74,840	68,500	62,170	347,600	
932,000	935,000	111,100	103,820	96,540	89,250	81,970	75,410	69,070	62,740	349,200	
935,000	938,000	111,760	104,480	97,190	89,910	82,620	75,980	69,640	63,310	350,700	
938,000	941,000	112,410	105,130	97,850	90,560	83,280	76,550	70,210	63,880	352,200	
941,000	944,000	113,070	105,790	98,500	91,220	83,940	77,120	70,780	64,450	353,700	
944,000	947,000	113,720	106,440	99,160	91,870	84,590	77,690	71,350	65,020	355,200	
947,000	950,000	114,380	107,100	99,810	92,530	85,250	78,260	71,920	65,590	356,700	
950,000	953,000	115,040	107,750	100,470	93,190	85,900	78,830	72,490	66,160	358,200	
953,000	956,000	115,690	108,410	101,120	93,840	86,560	79,400	73,060	66,730	359,800	
956,000	959,000	116,350	109,060	101,780	94,500	87,210	79,970	73,630	67,300	361,300	
959,000	962,000	117,000	109,720	102,440	95,150	87,870	80,590	74,200	67,870	362,800	
962,000	965,000	117,660	110,370	103,090	95,810	88,520	81,240	74,770	68,440	364,300	
965,000	968,000	118,310	111,030	103,750	96,460	89,180	81,900	75,340	69,010	365,800	
968,000	971,000	118,970	111,690	104,400	97,120	89,840	82,550	75,910	69,580	367,300	
971,000	974,000	119,630	112,340	105,060	97,770	90,490	83,210	76,480	70,150	368,800	
974,000	977,000	120,290	113,000	105,710	98,430	91,150	83,860	77,050	70,720	370,400	
977,000	980,000	121,560	113,650	106,370	99,090	91,800	84,520	77,620	71,290	371,900	
980,000	983,000	122,500	114,310	107,020	99,740	92,460	85,170	78,190	71,860	373,400	
983,000	986,000	123,440	114,960	107,680	100,400	93,110	85,830	78,760	72,430	374,900	
986,000	989,000	124,380	115,620	108,340	101,050	93,770	86,480	79,330	73,000	376,400	
989,000	992,000	125,320	116,270	108,990	101,710	94,420	87,140	79,900	73,570	377,900	
992,000	995,000	126,260	116,930	109,650	102,360	95,080	87,800	80,510	74,140	379,500	
995,000	998,000	127,200	117,590	110,300	103,020	95,730	88,450	81,170	74,710	381,000	
998,000	1,001,000	128,140	118,240	110,960	103,670	96,390	89,110	81,820	75,280	382,500	
1,001,000	1,004,000	129,080	118,900	111,610	104,330	97,050	89,760	82,480	75,850	384,000	
1,004,000	1,007,000	130,020	119,570	112,270	104,980	97,700	90,420	83,130	76,420	385,500	
1,007,000	1,010,000	130,960	120,510	112,920	105,640	98,360	91,070	83,790	76,990	387,000	
1,010,000円		131,430	120,980	113,250	105,970	98,680	91,400	84,120	77,270	388,500	
1,010,000円を超え 1,250,000円に満た ない金額		1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額									388,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額

(八)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲									乙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額
1,250,000円		円 207,030	円 196,580	円 188,850	円 181,570	円 174,280	円 167,000	円 159,720	円 152,870		
1,250,000円を超え 1,740,000円に満た ない金額		1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									
1,740,000円		円 368,730	円 358,280	円 350,550	円 343,270	円 335,980	円 328,700	円 321,420	円 314,570		
1,740,000円を超え る金額		1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与に 給与等について 控除される金額 が提出される場 合は、当該扶養 親族等の数を 扶養親族等の 数に1人1,580 円を、よつて 各欄に求めた 税額から控除 した金額	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わる場所に記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 (一)及び(二)を除く。

次のとおり

別表第三 (一)及び(二)を除く。

省略

(三)

その日の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数									乙	丙
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,280	97	
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,310	101	
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,340	104	
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,370	108	
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,400	111	
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,420	115	
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,450	118	
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,480	122	
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,510	125	
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,530	129	
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,570	132	
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,620	136	
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,670	139	
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,720	143	
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	2,780	146	
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	2,830	150	
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	2,880	153	
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	2,930	157	
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	2,980	161	
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,030	165	
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,080	169	
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,140	173	
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,190	177	
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,240	181	
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,290	185	
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,340	189	
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,390	193	
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,440	197	
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,500	201	
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,550	205	
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,600	209	
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,650	213	
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	3,700	217	
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	3,750	221	
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	3,800	225	
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	3,850	229	
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	3,910	233	
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	3,960	237	
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,010	241	
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,060	245	
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,110	249	
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,160	253	
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,210	257	
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,270	261	
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,320	265	
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,370	269	
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,420	273	
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,470	277	
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,530	281	
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,580	285	

(四)

その日の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,640	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	4,690	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	4,750	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	4,810	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	4,860	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	4,920	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	4,970	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	5,020	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,070	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,120	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,180	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,230	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,280	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,330	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,380	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,430	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,480	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,530	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,580	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,630	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,680	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,730	377
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	5,780	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	5,830	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	5,880	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	5,930	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	5,980	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	6,030	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	6,080	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,130	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,180	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,230	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,280	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,330	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,380	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,430	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,480	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,530	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,580	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,630	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,680	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,730	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	6,780	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	6,830	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	6,880	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	6,930	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	6,980	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	7,010	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	7,050	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	7,080	601

(五)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲 扶 養 親 族 等 の 数									乙	丙
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
22,000	22,100	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	535	7,120	609	
22,100	22,200	1,920	1,710	1,500	1,285	1,075	865	655	545	7,150	617	
22,200	22,300	1,940	1,725	1,515	1,305	1,095	885	670	555	7,190	625	
22,300	22,400	1,955	1,745	1,535	1,325	1,110	900	690	560	7,220	633	
22,400	22,500	1,975	1,765	1,550	1,340	1,130	920	705	570	7,260	641	
22,500	22,600	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	935	725	580	7,290	649	
22,600	22,700	2,010	1,800	1,590	1,375	1,165	955	745	590	7,330	657	
22,700	22,800	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185	975	760	600	7,370	665	
22,800	22,900	2,045	1,835	1,625	1,415	1,200	990	780	605	7,400	673	
22,900	23,000	2,065	1,855	1,640	1,430	1,220	1,010	795	615	7,440	681	
23,000	23,100	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,025	815	625	7,470	689	
23,100	23,200	2,100	1,890	1,680	1,465	1,255	1,045	835	635	7,510	697	
23,200	23,300	2,120	1,905	1,695	1,485	1,275	1,065	850	645	7,550	705	
23,300	23,400	2,135	1,925	1,715	1,505	1,290	1,080	870	660	7,610	713	
23,400	23,500	2,155	1,945	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	7,660	721	
23,500	23,600	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,115	905	695	7,710	729	
23,600	23,700	2,190	1,980	1,770	1,555	1,345	1,135	925	710	7,760	737	
23,700	23,800	2,210	1,995	1,785	1,575	1,365	1,155	940	730	7,820	745	
23,800	23,900	2,225	2,015	1,805	1,595	1,380	1,170	960	750	7,870	753	
23,900	24,000	2,245	2,035	1,820	1,610	1,400	1,190	975	765	7,920	761	
24,000	24,100	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,205	995	785	7,980	769	
24,100	24,200	2,280	2,070	1,860	1,645	1,435	1,225	1,015	800	8,030	777	
24,200	24,300	2,300	2,085	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	820	8,080	785	
24,300	24,400	2,315	2,105	1,895	1,685	1,470	1,260	1,050	840	8,140	793	
24,400	24,500	2,335	2,125	1,910	1,700	1,490	1,280	1,065	855	8,190	801	
24,500	24,600	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,295	1,085	875	8,240	809	
24,600	24,700	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	1,315	1,105	890	8,290	817	
24,700	24,800	2,390	2,175	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	910	8,350	825	
24,800	24,900	2,405	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	8,400	833	
24,900	25,000	2,425	2,215	2,000	1,790	1,580	1,370	1,155	945	8,450	841	
25,000	25,100	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,385	1,175	965	8,510	849	
25,100	25,200	2,460	2,250	2,040	1,825	1,615	1,405	1,195	980	8,560	857	
25,200	25,300	2,480	2,265	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	8,610	865	
25,300	25,400	2,495	2,285	2,075	1,865	1,650	1,440	1,230	1,020	8,660	873	
25,400	25,500	2,515	2,305	2,090	1,880	1,670	1,460	1,245	1,035	8,720	881	
25,500	25,600	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,475	1,265	1,055	8,770	889	
25,600	25,700	2,550	2,340	2,130	1,915	1,705	1,495	1,285	1,070	8,820	897	
25,700	25,800	2,570	2,355	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	8,880	905	
25,800	25,900	2,585	2,375	2,165	1,955	1,740	1,530	1,320	1,110	8,930	913	
25,900	26,000	2,605	2,395	2,180	1,970	1,760	1,550	1,335	1,125	8,980	921	
26,000	26,100	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,565	1,355	1,145	9,040	929	
26,100	26,200	2,640	2,430	2,220	2,005	1,795	1,585	1,375	1,160	9,090	937	
26,200	26,300	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	9,140	945	
26,300	26,400	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	1,410	1,200	9,190	953	
26,400	26,500	2,700	2,485	2,270	2,060	1,850	1,640	1,425	1,215	9,250	961	
26,500	26,600	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	1,655	1,445	1,235	9,300	969	
26,600	26,700	2,740	2,520	2,310	2,095	1,885	1,675	1,465	1,250	9,350	977	
26,700	26,800	2,760	2,535	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	9,410	985	
26,800	26,900	2,780	2,555	2,345	2,135	1,920	1,710	1,500	1,290	9,460	993	
26,900	27,000	2,800	2,575	2,360	2,150	1,940	1,730	1,515	1,305	9,510	1,001	

(六)

その日の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税				額				税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,820	2,590	2,380	2,170	1,960	1,745	1,535	1,325	9,570	1,178
27,100	27,200	2,845	2,610	2,400	2,185	1,975	1,765	1,555	1,340	9,620	1,196
27,200	27,300	2,865	2,625	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	9,670	1,214
27,300	27,400	2,885	2,645	2,435	2,225	2,010	1,800	1,590	1,380	9,720	1,232
27,400	27,500	2,905	2,665	2,450	2,240	2,030	1,820	1,605	1,395	9,780	1,250
27,500	27,600	2,925	2,685	2,470	2,260	2,050	1,835	1,625	1,415	9,830	1,268
27,600	27,700	2,945	2,705	2,490	2,275	2,065	1,855	1,645	1,430	9,880	1,286
27,700	27,800	2,965	2,725	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	9,940	1,304
27,800	27,900	2,990	2,745	2,525	2,315	2,100	1,890	1,680	1,470	9,990	1,322
27,900	28,000	3,010	2,765	2,545	2,335	2,120	1,910	1,700	1,490	10,040	1,340
28,000	28,100	3,030	2,790	2,565	2,350	2,140	1,930	1,720	1,505	10,090	1,358
28,100	28,200	3,055	2,810	2,580	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	10,140	1,376
28,200	28,300	3,075	2,835	2,600	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	10,190	1,394
28,300	28,400	3,100	2,855	2,620	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	10,240	1,412
28,400	28,500	3,120	2,875	2,640	2,430	2,215	2,005	1,795	1,585	10,290	1,430
28,500	28,600	3,140	2,900	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,600	10,340	1,448
28,600	28,700	3,165	2,920	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	10,390	1,466
28,700	28,800	3,185	2,940	2,700	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	10,440	1,484
28,800	28,900	3,205	2,965	2,720	2,505	2,290	2,080	1,870	1,660	10,490	1,502
28,900	29,000	3,230	2,985	2,745	2,525	2,310	2,100	1,890	1,680	10,540	1,520
29,000	29,100	3,250	3,010	2,765	2,540	2,330	2,120	1,910	1,695	10,590	1,538
29,100	29,200	3,270	3,030	2,785	2,560	2,350	2,140	1,925	1,715	10,650	1,556
29,200	29,300	3,295	3,050	2,810	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	10,700	1,574
29,300	29,400	3,315	3,075	2,830	2,600	2,385	2,175	1,965	1,755	10,750	1,592
29,400	29,500	3,340	3,095	2,850	2,620	2,405	2,195	1,985	1,775	10,800	1,610
29,500	29,600	3,360	3,115	2,875	2,635	2,425	2,215	2,005	1,790	10,850	1,628
29,600	29,700	3,380	3,140	2,895	2,655	2,445	2,235	2,020	1,810	10,900	1,646
29,700	29,800	3,405	3,160	2,920	2,675	2,465	2,250	2,040	1,830	10,950	1,664
29,800	29,900	3,425	3,185	2,940	2,695	2,480	2,270	2,060	1,850	11,000	1,682
29,900	30,000	3,445	3,205	2,960	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	11,050	1,700
30,000	30,100	3,470	3,225	2,985	2,740	2,520	2,310	2,100	1,885	11,100	1,718
30,100	30,200	3,490	3,250	3,005	2,760	2,540	2,330	2,115	1,905	11,150	1,736
30,200	30,300	3,515	3,270	3,025	2,785	2,560	2,345	2,135	1,925	11,200	1,754
30,300	30,400	3,535	3,290	3,050	2,805	2,575	2,365	2,155	1,945	11,250	1,772
30,400	30,500	3,555	3,315	3,070	2,830	2,595	2,385	2,175	1,965	11,300	1,790
30,500	30,600	3,580	3,335	3,095	2,850	2,615	2,405	2,195	1,980	11,350	1,808
30,600	30,700	3,600	3,355	3,115	2,870	2,635	2,425	2,210	2,000	11,400	1,826
30,700	30,800	3,620	3,380	3,135	2,895	2,655	2,440	2,230	2,020	11,450	1,844
30,800	30,900	3,645	3,400	3,160	2,915	2,670	2,460	2,250	2,040	11,500	1,862
30,900	31,000	3,665	3,425	3,180	2,935	2,695	2,480	2,270	2,060	11,550	1,880
31,000	31,100	3,690	3,445	3,200	2,960	2,715	2,500	2,290	2,075	11,600	1,898
31,100	31,200	3,710	3,465	3,225	2,980	2,740	2,520	2,305	2,095	11,650	1,916
31,200	31,300	3,730	3,490	3,245	3,005	2,760	2,535	2,325	2,115	11,710	1,934
31,300	31,400	3,755	3,510	3,265	3,025	2,780	2,555	2,345	2,135	11,760	1,952
31,400	31,500	3,775	3,530	3,290	3,045	2,805	2,575	2,365	2,155	11,810	1,970
31,500	31,600	3,795	3,555	3,310	3,070	2,825	2,595	2,385	2,170	11,860	1,988
31,600	31,700	3,820	3,575	3,335	3,090	2,845	2,615	2,400	2,190	11,910	2,006
31,700	31,800	3,840	3,600	3,355	3,110	2,870	2,630	2,420	2,210	11,960	2,024
31,800	31,900	3,860	3,620	3,375	3,135	2,890	2,650	2,440	2,230	12,010	2,042
31,900	32,000	3,885	3,640	3,400	3,155	2,915	2,670	2,460	2,250	12,060	2,060

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078	
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096	
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114	
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132	
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150	
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168	
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186	
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204	
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222	
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240	
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258	
33,000円を超え 41,500円に満た ない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額									12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
41,500円		6,850	6,550	6,310	6,065	5,820	5,580	5,340	5,125			
41,500円を超え 58,000円に満た ない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額										
58,000円		12,295	11,995	11,755	11,510	11,265	11,025	10,785	10,570		8,258	
58,000円を超え る金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額										8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額											従たる給与の控除に扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) その給与等が第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 次のとおり

別表第四 省略

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人以上					
除後の給与等の金額										前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円
210		243		275		308					
210	300	243	300	275	333	308	372				
300	378	300	406	333	431	372	456				
378	424	406	450	431	476	456	502				
424	444	450	472	476	499	502	527				
444	470	472	496	499	525	527	553	241	千円未満		
470	504	496	531	525	559	553	588				
504	543	531	574	559	604	588	632				
543	592	574	622	604	652	632	683				
592	751	622	771	652	792	683	812				
751	810	771	834	792	859	812	884	241		305	
810	852	834	879	859	902	884	925				
852	898	879	922	902	947	925	971				
898	949	922	973	947	997	971	1,021				
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089				
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305		555	
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508				
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749				
1,664	1,862	1,692	1,894	1,720	1,925	1,749	1,957				
1,862	千円以上	1,894	千円以上	1,925	千円以上	1,957	千円以上	555	千円以上		

(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。)を控除し

「除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

る旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数(定の時期等)に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

同居者を含む。)については、(四)に該当する場合を除き、

る。

である。

合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項(賞与に係る徴収税額)の規定(同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の 金額に 乗ずる べき率	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	171	千円未満		
2	68	79	94	243	133	269	171	295		
4	79	252	243	282	269	312	295	345		
6	252	300	282	338	312	369	345	398		
8	300	334	338	365	369	393	398	417		417
10	334	363	365	394	393	420	417	445		445
12	363	395	394	422	420	450	445	477		477
14	395	426	422	455	450	484	477	513		513
16	426	550	455	550	484	550	513	557		557
18	550	668	550	689	550	710	557	730		730
20	668	714	689	738	710	762	730	786		786
22	714	750	738	775	762	801	786	826		826
24	750	791	775	817	801	844	826	872		872
26	791	847	817	876	844	901	872	925		925
28	847	910	876	936	901	962	925	987		987
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058		1,058
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410		1,410
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636		1,636
38	1,551	1,735	1,579	1,767	1,607	1,799	1,636	1,830		1,830
40	1,735	千円以上	1,767	千円以上	1,799	千円以上	1,830	千円以上		

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。
- (二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（備考）賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。
- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、
 - (1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求める。
 - (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等」の金額から、(2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
- (二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判）に1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた）
 - (1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
- (四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。
- (五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五(九) 次のとおり

別表第五(九) 省略

(九)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,372,000	円 6,376,000	円 4,557,600	円 6,492,000	円 6,496,000	円 4,653,600	円 6,600,000	円 10,000,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	15,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,450,000円を控除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000円	17,550,000円	
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第六 省 略

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 省 略
 - (二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第五項第三号（障害退職の控除額）に掲げる場合に該当する場合をいう。
 - (三) 省 略
- (備考)
- (一) 省 略
 - (二) 第三十条第五項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

別表第六 同 上

(注) 同 上

- (一) 同 上
 - (二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号（障害退職の控除額）に掲げる場合に該当する場合をいう。
 - (三) 同 上
- (備考)
- (一) 同 上
 - (二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十七 省略

三十七の二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

三十八 四十四 省略

(受取配当等の益金不算入)

第二十三条 省略

2 6 省略

7 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

8 省略

(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)

第二十三条の二 省略

2 省略

3 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

4 税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全

(定義)

第二条 同上

一 三十七 同上

三十八 四十四 同上

(受取配当等の益金不算入)

第二十三条 同上

2 6 同上

7 第一項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

8 税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

9 同上

(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)

第二十三条の二 同上

2 同上

3 第一項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

4 税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全

部又は一部につき前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

5 省 略

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第三十一条 内国法人の各事業年度終了の時に於て有する減価償却資産につきその償却費として第二十二条第三項(各事業年度の損金の額に算入する金額)の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額(以下この条において「損金経理額」という。)のうち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で通減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその内国法人が当該資産について選定した償却の方法(償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法)に基づき政令で定めるところにより計算した金額(次項において「償却限度額」という。)に達するまでの金額とする。

2 5 省 略

6 第一項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

(寄附金の損金不算入)

第三十七条 省 略

2 8 省 略

9 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、第四項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項に規定する寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当するこ

部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

5 同 上

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第三十一条 内国法人の各事業年度終了の時に於て有する減価償却資産につきその償却費として第二十二条第三項(各事業年度の損金の額に算入する金額)の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額(以下この条において「損金経理額」という。)のうち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ政令で定める償却の方法の中からその内国法人が当該資産について選定した償却の方法(償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法)に基づき政令で定めるところにより計算した金額(次項において「償却限度額」という。)に達するまでの金額とする。

2 5 同 上

6 第一項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

(寄附金の損金不算入)

第三十七条 同 上

2 8 同 上

9 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる金額又は第四項に規定する寄附金の額の記載及び第三項各号又は第四項に規定する寄附金の明細書の添付があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

とを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10 税務署長は、第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第四項の規定を適用することができる。

11・12 省略

(貸倒引当金)

第五十二条 次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの(当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。)のその損失の見込額として、各事業年度(被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定(その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。)の日の属する事業年度を除く。)において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。)に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度終了の時に次掲げる法人に該当する内国法人(当該内国法人が連結子法人である場合には、当該事業年度終了の時に当該内国法人に係る連結親法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人に限る。)

イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの(第六十六条第六項第二号又は第三号(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に掲げる法人に該当するものを除く。)又は資本若しくは出資を有し

10 税務署長は、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつた金額につき第三項又は第四項の規定を適用することができる。

11・12 同上

(貸倒引当金)

第五十二条 内国法人が、更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権(当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。)のその損失の見込額として、各事業年度(被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定(その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。)の日の属する事業年度を除く。)において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。)に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。